

(公印省略)  
健増第1480号  
令和元年9月12日

県内福祉施設長 様

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課長

旧優生保護法一時金支給に関する制度の周知について（協力依頼）

平素より、県の福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金支給等に関する法律」が平成31年4月24日に施行され、県では、これまでホームページの掲載や関係機関へのリーフレット配布などにより周知に努めてきたところです。

一時金の支給の請求期限は、同法施行後5年以内となって追いますが、期限内に確実に請求されるよう、別添のリーフレットを貴施設に掲示するなど、改めて本制度の周知にご協力くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 周知の例示

- ・ 貴施設におけるリーフレットの掲示及び配架
- ・ 利用者への相談や訪問時のリーフレットの配布

### 2 リーフレットの送付

- ・ リーフレットの送付を希望される場合は、別紙 **FAX** にてお知らせください。

#### 【問い合わせ先】

兵庫県健康福祉部健康局  
健康増進課 谷川、山吹  
〒650-8567  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1  
TEL：078-341-7711（内線3241、2915）  
FAX：078-362-3913

# FAX 送信票

送信先： 兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 宛て

FAX 番号： 078-362-3913

送信元： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

「 標 題 : 旧優生保護法一時金支給制度に関するリーフレット  
「旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ」

必要部数： \_\_\_\_\_ 部

送付先： 郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

担当部署名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_